平成17年12月20日 総 長 裁 定

1. 趣旨

本ガイドラインは、教職員等が知的創作した研究成果を社会に還元するに際し、その 出所を表示する場合と、教職員等としての自らの専門知識に基づき推薦活動等を行う場 合について最低限守るべきルールを示し注意を喚起するために定めたものです。

東京大学では創設以来、数多くの研究成果を社会に還元してきました。昨今、大学を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、大学から社会への知の還元が従前以上に要請され、本学及び教職員等が、研究成果を積極的に社会に還元する機会が増大しています。そのとき、誇るべきその研究成果が本学において得られたことを国内外に対して明示することは、本学として社会の要請に応えていることを伝えるものとなります。しかしながら、その研究成果を具現化した製品又はサービス等に、徒に本学の名を冠し誇大な又は誤ったメッセージが学外者に伝わることは避けなければなりません。教職員等各々が、「東京大学」が有する立場や社会的影響力を十分に認識した上で、事実のみを正確に表示することに努めることこそ、責任ある大学人としての見識を示すものと思われます。なお、教職員等はもちろんのこと、本学において研究に従事している者全てに対して、本ガイドラインに沿った対応をお願いするところです。

2. 問題を引き起こしやすいと考えられる表示

教職員等は、出所由来の表示や推薦活動等について、本学の名称を使用する場合は、 事実の記載を超えた誇大な又は誤った表示をすることにより学外者に誤認を生じさせ ることのないよう、以下のような事項について、十分な注意を払う必要があります。

- (1) 本学が大学法人として契約を締結していない又は契約の内容を超えた範囲で、本学の名称又は本学を想起させる呼称若しくはマーク等の使用を第三者に認めることは、法人としては許容しがたいと考えます。
- (2) 教職員等が、自己の責任において、第三者の製品やサービス等を推薦する場合には、 推薦が自己の責任であり、本学によるものではないことを明確にしなければなりませ ん。また、推薦にあたり、教職員等の顔写真を入れることは、本学又は教職員等が当 該製品又はサービス等に対して密接に関与しているとの印象を与えることとなり、場 合によっては、法的な責任を問われる可能性もあります。したがって、教職員等や本 学を連想させる写真又は画像等の使用にあたっては、学外者に誤認を与えないように 極めて慎重に取り扱う必要があります。

3. 一般的に推奨される表示

教職員等の研究成果の出所由来表示を行なう場合や、本学又は教職員等の関連性を表示するような場合は、以下のように事実に基づいた表示を行なうことが推奨されます。 その際も、必要以上に誇大な表示にならないような配慮が必要です。

- (1) 研究成果を知的財産権として権利化を図っている場合又は権利化された場合は、 「特許出願番号○○号出願人国立大学法人東京大学」等の出願、登録の事実を表示します。
- (2) 東京大学と企業等との共同研究契約等に基づく研究成果である場合には、「東京大学〇〇教授との共同研究」、「東京大学〇〇研究室との共同研究」等の事実に基づく表示を行ないます。
- (3) 教職員等が、自己の責任において兼業をしている場合は、本学への届出内容に基づく事実の表示とする必要があります。

なお、表示方法等に関して不明点や疑問点があるときは、産学協創推進本部知的財産契約・管理部に相談して下さい。

以上

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。 附 則

この裁定は、令和2年11月1日から実施する。